新公審査答申（情）第４５号
令 和 ８ 年 １ ０ 月 ９ 日

新潟市長　　様

新潟市公文書公開等審査会
会 長　　菊 池　　弘 之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和７年３月１０日付け、新財活第３６６号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第１　審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和６年１０月２３日付け新財企第３１１号の３により行った一部公開決定について、別表２の公開文書５の非公開部分に記録された情報のうち、配送見積額に含まれる見積総額については公開すべきである。その余の部分については、実施機関の判断は妥当である。

第２　審査請求の経過

１　行政文書の公開請求

令和６年９月９日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、実施機関に対し、ふるさと納税に関することとして、別表１の請求１から１７までの「請求の内容」欄に記載のこと（以下「本件請求文書」という。）について情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　公開決定等の期間延長

令和６年９月１７日、実施機関は、請求内容の特定に時間を要することを理由に、条例第９条第２項の規定により、令和６年１０月２３日まで公開決定等の期間延長を行い、審査請求人に通知した。

３　第三者への意見照会

令和６年９月２７日、実施機関は、本件請求に係る文書のうち委託契約書については、当該文書に第三者である本件委託業務の受託者に関する情報が記録されていることから、条例第９条の３第１項の規定により、当該受託者に対し、本件対象文書の公開に係る意見照会を行った。

４　意見照会に対する回答

令和６年１０月９日、意見照会を行った受託者は、担当者氏名、連絡先、単価及び見積額の公開に反対する意見書を提出した。

５　実施機関の決定

令和６年１０月２３日、実施機関は、本件請求のうち、請求２及び５については、別表１の「公開文書」欄記載の文書（以下「本件対象文書」という。）を特定した上で、請求２については公開とし、請求５については、その一部が条例第６条第３号アに該当するとして一部公開とし、また、その他については、該当する文書が不存在であるとして非公開とし、併せて一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

６　審査請求

令和７年１月２２日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

７　諮問

令和７年３月１０日、実施機関は、条例第１２条第１項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第３　審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、その他の主張もあるが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。また、審査請求人は別表１の請求２に係る決定については、審査請求を行っていない。

契約内容等公開することが原則である。

正当な利益、権利、地位、何をいうのか、公開すると競合どこが問題で何を誰が害するのか。

文書の説明資料作成、保存方法、本当に文書がないのか。契約だから文書は保有すべき。

第４　実施機関の主張

実施機関が一部公開決定通知書及び弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

委託契約書に関する内容の公開については、ふるさと納税業務委託事業が全国的に行われるなか、全部公開することで委託事業者に対して正当な利益を害する部分があったことから、条例第６条第３号アに基づき、一部公開とした。

文書不存在の理由について、請求内容が質問事項となっており、当該事項を示す文書がないものは、文書不存在とした。

第５　審査会の判断

１　本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が、本件請求文書の一部の文書に非公開情報が含まれるとしてその一部を非公開とし、また、その他の一部の文書について不存在として非公

開としたことについて公開を求めるもので、審査請求人から、本件決定の取消しを求めてなされたものと解される。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

２　本件決定の妥当性について

（１）条例第６条第３号ア該当性について

実施機関は、請求５に対し、別表１の「公開文書」欄に記載の文書を対象文書として特定し、別表２に掲げる本件審査請求の対象となる非公開部分について条例第６条第３号アに該当するとして非公開とした。

本件対象文書は、本件と同じ審査請求人の審査請求に係る新公審査答申（情）第４２号において、当審査会が同号アの該当性を判断した文書と同一のものであると認められる。

当該答申に係る案件と本件を比較して、時間の経過に伴い判断の根拠となる要素に変動があったことを示すものは見出せず、また、審査結果を左右し得るこのほかの新たな事実の提示及び主張も認められない。したがって、本件対象文書に係る同号アの該当性については、当該答申における判断を踏まえ、本件においても同様の判断を維持すべきものと認められる。

（２）文書不存在の妥当性について

実施機関は、請求１、３、４及び６から１７までについて、当該請求に係る文書を、ふるさと新潟市応援寄附金返礼品配送等業務委託契約に関する別表１の「請求趣旨に合致すると解される文書」欄に示すものと解釈した上で、当該文書を保有していないとして本件決定を行った。実施機関は、本件決定に当たり文書不存在の理由を明らかにしていないため、当審査会において確認したところ、全て作成する必要のないものであって作成していないため不存在であるとの説明があった。

これに対し、審査請求人は、請求に係る文書が本当にないのか、契約なのだから本件請求文書は保有すべきであるとして、その公開を求めている。そこで、以下、請求ごとに検討する。

ア　請求１、４、７から１０まで、１２から１４まで及び１７について

これらの請求は、仕様書の説明責任のほか、契約に係る業務や手続きの詳細に関する文書を求めるものである。

このことについて当審査会が実施機関に確認したところ、契約に必要な事項は仕様書を含めた契約書に定められており、当該契約の履行に当たり当該請求に係る文書を作成又は取得する必要がなく、業務の遂行にも支障ない旨の説明が得られた。

契約に関する内容は契約書に全て定められているとの実施機関の説明は一般的に首肯できるものであり、当審査会において、当該委託契約書を見分したところ、当該請求に係る内容が含まれていないことが確認できた。

イ　請求３及び６について

請求３は、事業者がどのような配送方法を展開しているのかが分かる文書を、請求６は、仕様書に規定した情報について、外部の調査会で確認等した文書を求める

ものである。

このことについて当審査会が実施機関に確認したところ、請求３は事業者自身の情報であり、市が独自にこれを整理した文書を作成及び保有しているものではない旨の、請求６については、外部の調査会等に資料確認を求めなければならない状況になく、本市の実情及び実績に基づき仕様を作成しているため、当該確認等に係る文書を保有していない旨の説明があった。

ウ　請求１１及び１５について

請求１１及び１５は、当該契約に係る業務について再委託することを前提とした文書を求めるものである。

このことについて当審査会が実施機関に確認したところ、当該委託業務において再委託を行っていないため、該当する文書を保有していないとの説明があった。

エ　請求１６について

請求１６は、警察に提出した契約時の役員名簿を求めるものである。

新潟市暴力団排除条例第６条は、暴力団に利益を与えることがないよう、暴力団排除のために必要な措置を講ずることを規定しており、市の機関は、契約の相手方が排除対象者である疑いがある場合には、役員等の名簿の提出を受け、県警察本部への照会を行うこととしている。

このことについて当審査会が実施機関に確認したところ、当該契約の相手方について、照会を行う場合には該当しなかったため、役員等の名簿を徴取しておらず、当該名簿を保有していないとの説明があった。

オ　以上のことから、請求１、３、４及び６から１７までについて、審査請求人が求める内容を記載した文書を保有していないとする実施機関の説明に不自然な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

したがって、請求１、３、４及び６から１７までに対し、実施機関が行った決定は妥当である。

３　結論

以上のことから、「第１　審査会の結論」のとおり答申する。

第６　審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和　７年　３月１０日	実施機関の諮問書を受理
令和　８年　７月３０日	審査会開催（第１回）
令和　８年　８月３１日	審査会開催（第２回）
令和　８年１０月　７日	審査会開催（第３回）

（第１部会）

委員　松永仁、委員　岩嵜勝成、委員　菅原真優美

別表１

請求	請求の内容	請求の趣旨に合致すると解される文書	決定	公開文書
1	契約仕様説明責任はどこまで負うのか	①市が事業者に対し、市が作成する仕様書について、説明責任を明示した文書 ②事業者が市に対し、市が作成する仕様書に対応する業務内容について、説明を要する範囲を規定した文書	非公開 （文書不存在）	―
2	感謝状の文書	―	公開	感謝状
3	配送についてどのような配送方法業者と契約したのか	事業者がどのような配送方法を展開しているのかが分かる文書	非公開 （文書不存在）	―
4	配送とは具体的にどのようなことを考えて仕様書に記入したのか	配送の考えを明記した文書	非公開 （文書不存在）	―
5	業者と再委託方法について具体的に説明した文書	―	一部公開	Ｒ６〇〇〇〇〇契約書
6	積算資料、物価資料、経済調査会等の資料は確認してるのか	仕様書に規定した情報について、外部の調査会で確認等した文書	非公開 （文書不存在）	―
7	納品書請求書受領書　確認取り組み方法	配送事業者の納品書請求書受領書について、市がどのように確認するかを示した文書	非公開 （文書不存在）	―
8	配送で納品書押印必要というルール	配送業務で生じる納品書への押印必要可否を示した文書	非公開 （文書不存在）	―

９	仕様書作成のげんかく化　詳細はどのように記入してるのか	仕様書規定事項の詳細を示した文書	非公開 （文書不存在）	―
１０	配送の業務管理の手順	配送オペレーションについて業務管理方法を示した文書	非公開 （文書不存在）	―
１１	再委託の管理指導報告	受託者が再委託により業務を実施した場合において、管理指導をどのように実施するか（実施したか）を示した文書	非公開 （文書不存在）	―
１２	一般食品夏季どのような配送ルールがあるのか(３０度以上)	夏季（気温３０度以上）の返礼品の配送ルールを示した文書	非公開 （文書不存在）	―
１３	天候不順時配送方法(包装等)	悪天候時の配送方法を示した文書	非公開 （文書不存在）	―
１４	配送は置き配でないと断言された根拠　置き配では何故だめなのか　はやくて簡単	置き配による配送について認めないことを示した文書	非公開 （文書不存在）	―
１５	再委託業者の開示	配送業務受託者が再委託する事業者が分かる文書	非公開 （文書不存在）	―
１６	契約時においての役員名簿　警察に提出　照合資料	警察に提出した契約時の役員名簿	非公開 （文書不存在）	―
１７	冷蔵と一般食品の判断　配送は誰が責任があるのか	配送区が通常、冷蔵配送の返礼品について、その区分を判断することや配送時の責任の所在を示した文書	非公開 （文書不存在）	―

別表２

公開文書	審査請求の対象となる非公開部分	非公開部分に記録された情報
５	１ページ目の非公開部分全て ２ページ目の非公開部分全て １５ページ目の氏名の右側 １６ページ目の氏名の右側 ２１ページ目の非公開部分全て	法人代表者印の印影
	１５ページ目の連絡先 １６ページ目の連絡先	担当者氏名、役職及び連絡先
	１５ページ目の表内の非公開部分全て １８ページ目の非公開部分全て	配送単価
	１６ページ目の見積額	配送見積額